

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第65号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年3月25日 22時00分ごろ	
発生場所	農林漁区256-42 長崎県五島市浜町女島灯台から真方位295°60海里付近 (概位 北緯32°25′ 東経127°18′)	
事故等調査の経過	平成21年5月13日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第二十三 ^{だいえい} 大栄丸、135トン	
船舶番号、船舶所有者等	127862、大栄水産株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長、四級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	過給機のブロワー側の羽、ローター軸、タービンのケースなど過給機が全体にわたり損壊、中古の過給機と交換	
事故等の経過	本船は、長崎県平戸市館浦港を出港し、巻き網船団の網船として操業に従事し魚群探索のため航行中、平成21年3月25日22時00分ごろ、衝撃音とともに主機回転数が下がり始めたため、主機を停止して点検を行ったところ、主機、過給機の異状が認められたため、操業を中止し、僚船によりえい航されて造船所に回航して修理を行った。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 過給機のブロワー側の羽、ローター軸、タービンのケースなど過給機が全体にわたって損傷していたものであるが、原因は明らかにできなかった。
原因	本インシデントは、夜間、本船が操業に従事中、主機過給機が損傷したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。	